

事務事業マネジメントシート(平成27年度実績と平成28年度計画)

平成28年 6月25日 更新

事務事業名		市農業委員会委員選挙事業					マニフェスト	全庁横断	集中改革
							関連	課題関連	プラン関連
総合	政策	4	みんな元気で笑顔あふれるまちづくり	所属部	選挙管理委員会	課長名	財津公正		
計画	施策	14	市民参画によるまちづくりの推進	所属課	選挙管理委員会事務局	担当者名	右田裕治、歌野雅文		
体系	施策の柱	42	地域づくり(まちづくり)活動機会の確保	所属班	選挙管理委員会事務局	(内線)	1223		
	予算科目	会計	款	項	目	事業連番	農業委員会等に関する法律第9条、11条	成果優先度評価結果	
		一般	2	4	5	10342	公職選挙法	コスト削減優先度評価結果	
	終了、開始年度	<input checked="" type="checkbox"/> 27年度で終了 <input type="checkbox"/> 27年度から開始			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	(開始年度 24 年度) (～ 年度)		

★事務事業の概要 (PLAN)

【事業の内容】	合志市農業委員会委員の任期が平成28年2月26日で任期満了となる為、農業委員会等に関する法律第9条に基づき市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う。任期満了による一般選挙の場合、任期の30日以内に選挙を行うこととなる。選挙による委員定数は21人(合志選挙区12、西合志選挙区9)。 農業委員会委員の一般選挙では、期日前投票が6日間、その他に滞在市町村での不在者投票、一定の障害を持つ人にための郵便等による不在者投票、指定施設による不在者投票など市長・市議選挙と同様の制度がある。 選挙区は、第1選挙区(合志)と第2選挙区(西合志)の2つあり、それぞれの選挙区において選挙が行われる。期日前投票所及び投票所は、第1選挙区が合志庁舎、第2選挙区が西合志庁舎に設けられ、開票もそれぞれの庁舎で選挙区毎に行われる。期日前投票と投票日は市長・市議選挙と同様である。 選挙人名簿登録者は減少傾向にあり、合併前から永く無投票が続いている。第2選挙区(西合志選挙区)は平成22年2月に執行された選挙より投票所を4箇所から1箇所に変更した。
【業務の流れ】	①立候補予定者説明会の開催②投票所、開票所の指定及び会場設営③資材、消耗品等の準備④選挙長、投票管理者、期日前投票管理者、職務代理者、投票立会人、期日前投票立会人の選任⑤選挙人名簿の調製(投票所入場券発送)⑥立候補届出受付⑦啓発(対象地区への回覧、防災無線放送、広報紙やホームページによる周知)⑧選挙立会人の決定⑨事務従事者説明会⑩投票所準備⑪投票事務(期日前投票、不在者投票を含む)⑫選挙会(開票)⑬当選証書付与
【主な予算費目】	・報酬、職員手当等、時間外勤務手当、旅費、需用費、役務費、委託料
【意見や要望】	当市でも長く無投票が続いているため、選挙執行における人的配置や費用の削減のため、現在、旧合志町と旧西合志町の2つの選挙区に分かれているところを合志市で1つの選挙区にしていただくように、平成26年5月に市長を通じ、農業委員会へ要望を行っている。 平成26年度に国の制度見直しにより、農業委員会委員の公選制を廃止し、首長の選任制にするという将来にむけた制度設計の見直しの案が出されている。

1 現状把握の部 (DO、PLAN)

(1)事務事業の目的と指標	新規・拡充区分
①手段(主な活動) 27年度実績(27年度に行った主な活動) (DO)	28年度計画(次年度に計画している主な活動)(PLAN)
平成27年通常国会で審議されていた農業委員会委員の公選制廃止に関する改正法が平成27年8月に成立し、9月4日に公布された。本改正法の成立により、平成28年2月に予定されていた任期満了に伴う市農業委員会委員一般選挙は執行されないこととなった。今後は、市長が議会の同意を得て任命することとなるため、この事業は廃止となった。	次年度なし(事業廃止)
①活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	予算の主な増減の理由
ア立候補者数	人
イ当選者数	人
②対象(誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等	②対象指標(対象の大きさを表す指標)
・選挙人(有権者)	ア有権者数
・投票管理者、投票立会人、事務従事者	イ投票者数
③意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	③成果指標(意図の達成度を表す指標)
法律に定められた選挙に関する事務の適正な遂行を管理する。	ア選挙執行において問題になった件数
*③成果指標設定の理由と28年度目標値設定の根拠	件
	総トータルコスト 全体計画 ～年度
	0

(2)各指標・総事業費の推移			単位	25年度実績(決算)	26年度実績(決算)	27年度目標(当初予算)	27年度実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
① 活動指標	ア 人	人	0	0	22	0	0				
	イ 人	人	0	0	21	0	0				
② 対象指標	ア 人	人	0	0	1,500	0	0				
	イ 人	人	0	0	1,400	0	0				
③ 成果指標	ア 件	件	0	0	0	0	0				
	イ 件	件									
投	事	業	国庫支出金	千円							
			都道府県支出金	千円							
			地方債	千円							
			その他	千円							
			繰入金	千円							
			一般財源	千円		2,320					
入	費	量	(A) 事業費計	千円	0	0	2,320	0			
			(A)のうち指定経費	千円	0	0	0	0			
			(A)のうち時間外・特勤	千円	0	0	0	0			
人	件	費	正規職員従事人数	人	0	0	30	0			
			延べ業務時間	時間	0	0	1,000	0			
			(B)人件費計	千円	0	0	3,984	0			
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	6,304	0			

事務事業名	市農業委員会委員選挙事業	所属部	選挙管理委員会	所属課	選挙管理委員会事務局
-------	--------------	-----	---------	-----	------------

2 評価の部 (C H E C K)

* 原則は27年度の事後評価、ただし複数年度事業は27年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①27年度目標達成度評価	□達成した 法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。	□達成しなかった ⇒【原因 ↗】
	②28年度目標達成見込み	□目標達成見込みあり ⇒【理由 ↗】 次年度なし (法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。)	□目標達成は厳しい ⇒【理由と対策 ↗】
有効性評価	③成果の向上余地	□向上余地がある ⇒【理由 ↗】 次年度なし (法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。)	□向上余地がない ⇒【理由 ↗】
	④類似事業との統廃合・連携の可能性	□他に手段がある (具体的な手段、事務事業) □統廃合・連携ができる ⇒【理由 ↗】 □統廃合・連携ができない ⇒【理由 ↗】 次年度なし (法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。)	□他に手段がない ⇒【理由 ↗】
効率性評価	⑤事業費の削減余地	□削減余地がある ⇒【理由 ↗】 次年度なし (法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。)	□削減余地がない ⇒【理由 ↗】
	⑥人件費（延べ業務時間）の削減余地	□削減余地がある ⇒【理由 ↗】 次年度なし (法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。)	□削減余地がない ⇒【理由 ↗】
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地	□見直し余地がある ⇒【理由 ↗】 法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。	□公平・公正である ⇒【理由 ↗】
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化	□見直し余地がある ⇒【理由 ↗】 法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。	□役割分担は適正である ⇒【理由 ↗】

3 評価結果の総括 (C H E C K)

法律の改正により、選挙が執行されないこととなり、事業そのものが廃止となった。

4 今後の方向性（事務事業担当課案）(A C T I O N)

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可

- 廃止 休止 目的再設定 事業統廃合・連携 事業のやり方改善（有効性改善）
事業のやり方改善（効率性改善） 事業のやり方改善（公平性改善）
現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）

(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

	コスト		
	削減	維持	増加
成果	向上		
	維持		
	低下		

(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策